

第184回

新宿区都市計画審議会議事録

平成29年8月4日

新宿区都市計画部都市計画課

第184回新宿区都市計画審議会

開催年月日・平成29年8月4日

出席した委員

石川幹子、遠藤新、倉田直道、戸沼幸市、中川義英、青木滋、桑原弘光、鈴木啓二、あざみ民栄、井下田栄一、かわの達男、桑原羊平、吉住はるお、宮橋圭祐、澄川雅弘、八名まり子

欠席した委員

星徳行、高野吉太郎、湯浅達也（代理：田中地域防災担当課長）、大崎秀夫

議事日程

日程第一 報告案件

案件1 新宿区まちづくり長期計画の策定について

案件2 東京都市計画公園 第5・7・18号明治公園の都市計画変更について（都決定）

案件3 東京都市計画地区計画 新宿駅東口地区 地区計画に関する都市計画原案について
（区決定）

日程第二 その他連絡事項

議事のでんまつ

午後2時00分開会

○戸沼会長 皆さまどうも、こんにちは。2時の時間が5分ぐらい早いのですが、今日ご予約の方がみんなご出席ということで、ただ今から始めたいと思います。今日は184回の都市計画審議会です。では、事務局より本日の委員の出欠について報告してください。

○事務局（主査） 事務局です。本日の委員の出席状況ですが、欠席のご連絡がございました委員は、**星委員、大崎委員**の2名です。なお、新宿消防署長の**湯浅委員**は、公務のため欠席になりますので、代理出席をしていただいております。本日の審議は20名中16名で定足数に達しており、審議は成立します。

続けて、机上に用意しましたマイクについて使い方をご説明させていただきます。4番の要求ボタンを押していただきますと、マイクの先端がオレンジ色に光ります。光りましたら発言

をお願いいたします。また、会場が広くなっておりますので、マイクを口元に近づけてご発言いただきますようお願いいたします。発言後は5番の終了ボタンを押してください。まれに会議の途中でマイクの電池が切れてしまうことがありますので、ご協力をよろしくお願いいたします。以上になります。

○戸沼会長 それでは、今日の日程と配布資料について、事務局、説明してください。

○事務局（主査） 事務局です。まず本日の日程です。議事日程表をご覧ください。日程第一、報告案件「案件1 新宿区まちづくり長期計画の策定について」。「案件2 東京都市計画公園第5・7・18号明治公園の都市計画変更について（都決定）」。「案件3 東京都市計画地区計画 新宿駅東口地区 地区計画に関する都市計画原案について（区決定）」。日程第二、その他連絡事項。

次に本日の配布資料のご確認です。審議会開催に当たり事前に資料を送付しておりますが、机上の資料をお使いください。初めに議事日程表、次に資料1「新宿区まちづくり長期計画の策定について」、次に資料2「東京都市計画公園第5・7・18号明治公園の都市計画変更について（都決定）」。次に資料3「東京都市計画地区計画 新宿駅東口地区 地区計画に関する都市計画原案について（区決定）」。次に資料4「第185回新宿区都市計画審議会の開催について（通知）」。また、過日、都市計画審議会会長宛てに提出のありました陳情書の写し、その他、都市マスタープラン冊子を机上に配布しております。過不足等がありましたら、事務局までお願いいたします。

○戸沼会長 よろしいでしょうか。それでは議事に入りたいと思います。今日は報告案件が三つということですのでございます。午後4時を私どもの議論の終わりにしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

日程第一 報告案件

案件1 新宿区まちづくり長期計画の策定について

○戸沼会長 日程の第一、報告案件「案件1 新宿区まちづくり長期計画の策定について」、事務局、説明してください。

○事務局（主査） 事務局です。日程第一、報告案件「案件1 新宿区まちづくり長期計画の策定について」になります。内容につきましては、まちづくり計画等担当副参事よりご説明いたします。お願いいたします。

○まちづくり計画等担当副参事 それでは、まちづくり長期計画の素案がまとまりましたの

で、ご報告させていただきたいと思います。資料については、お手元の資料1の中の、輪ゴムで一段に留まっている資料をお開きいただきたいと思います。幾つか資料がございまして、まず参考資料1をご覧くださいと思います。二つの冊子の次にあります白い表紙の冊子です。こちらにつきましては、5月下旬から6月下旬に実施しましたエリア戦略原案での地域説明会、また意見募集の結果をまとめさせていただいた資料です。

1ページ目をご覧くださいと思います。意見総数364件のご意見を頂きました。その(3)に、内訳と申しますか、意見項目を整理したものがございます。頂いた意見につきましては、エリア戦略に関するご意見が225件です。また、エリア戦略以外の意見として94件、その他の意見としての45件で、合計364件のご意見を頂きました。

また、4ページの「(2) 意見への反映等」の欄をご覧くださいと思います。まず「1. エリア戦略に関するご意見」として、225件の中で、意見を反映させていただいているのが82件。また、今後の取り組み等の参考にさせていただきたいご意見が34件ございました。また「2. エリア戦略以外に関するご意見」につきましても、素案に反映させていただいたものが38件のご意見を頂いています。

また、5ページ以降は、頂きました364件の意見に対して、われわれ区の考え方を整理させていただいたものになっています。

簡単ではございますが、以上が参考資料1のご説明でございます。

続いて、参考資料2をご覧くださいと思います。A4、1枚のカラーの工程表と申しますか、スケジュールです。こちらにつきましては、今年度に入ってからこの都市計画審議会を4回開催いたしまして、さまざまご意見を頂いて、素案としてまとめてきました。今後、8月25日から9月25日にかけて、パブリックコメント、また地域説明会を実施しまして、さらに多くの区民の皆さまのご意見等を参考にしながら、次回、10月23日の本審議会でもちづくり長期計画の案についてご審議いただきたいと思いますと考えています。以上がスケジュールの関係です。

続きまして、参考資料3と参考資料4をご覧くださいと思います。A4のそれぞれ1枚の資料でございます。参考資料3につきましては、前回7月10日に開催しました本審議会での主な意見を整理させていただいています。何点かご紹介させていただきたいと思います。「(1) ちづくり長期計画全体について」のご意見の中の黒ポチ三つ目です。「『地域別ちづくり方針』や『エリア戦略』の記載内容は、『都市マスタープラン』の『めざす都市の骨格』の『将来の都市構造』と整合が図られているのか」といったご意見を頂いています。頂いたご意見を踏まえまして、本日、後ほどご説明いたしますが、エリア戦略の図面等に関して、都市の骨格

を重ねることで、整合を確認させていただいています。

また、「(2) 都市マスタープラン『めざす都市の骨格』について」に関してもご意見を頂いています。黒ポチの二つ目、「世界とつながる国際都市“Shinjuku”を創っていく」はとても重要である。ただ、今後、何を目指していくのかといったところが明確ではない点がございました。国際観光都市であれば観光ですが、国際都市は居住、労働など、対象は広くなるといったご意見を頂きました。今回、この「めざす都市の骨格」に関して、国際都市の記載を見直しています。

また、「(3) 都市マスタープランの『まちづくり方針』について」もご意見を頂いています。黒ポチの二つ目です。落合地域でのご意見を頂いています。崖上や崖下に住宅地があるといった特性があります。崖の安全性の記載などはどういったところがあるかといったご意見を頂いています。この崖・擁壁に関わる方針につきましては、「防災まちづくり方針」や、当該地域の落合第一地域にも記載をさせていただいています。

また、参考資料3の裏面をご覧くださいと思います。「(4) 都市マスタープランの『地域別まちづくり方針』について」で、箆笥地域に関するご意見を頂いています。良好な住宅地の環境保全といった観点からのご意見を頂いています。本日お示しする素案では、神楽坂の周辺について、賑わいと住まいが共存したまちづくりといった観点からの記載をしています。後ほど紹介させていただきます。

また、参考資料4をご覧くださいと思います。こちらにつきましては、第9回、7月13日に開催しました都市マスタープラン等検討部会における意見とその対応をまとめたものでございます。まず「(1) 都市マスタープランについて」のご意見を頂いています。先ほどもございましたが、国際都市や国際観光都市といった観点からのご意見を頂きまして、今回、素案の中では、土地利用の方針の中で「国際都市」という記載に改めまして、内容を見直しています。後ほどご説明させていただきます。

また、「(3) その他」でございます。7月10日にもご報告させていただきましたが、現在、都市構造に関して、コミュニティに関する概念を図面化している作業を行っています。こちらにつきましては、7月13日の部会でさまざまなご意見を頂いています。このコミュニティに関する図面につきましては、引き続き委員の皆さま方のご意見等を踏まえながら作成してまいりたいと思っています。次回の10月の審議会では、そのコミュニティの図面についてご紹介できるような形で策定作業を進めてまいりたいと考えています。参考資料のご説明は以上になります。

それでは、本編について、変更点を中心にご説明させていただきたいと思います。一番大き

なオレンジ色の帯で作りました冊子です。「新宿区まちづくり長期計画（都市マスタープラン編）素案」をご覧いただきたいと思います。変更点を中心にご説明させていただきます。

まず、26ページは第1章の「めざす都市の骨格」の中の、「めざす都市の骨格」の考え方でございます。「(5) 世界とつながる国際都市“Shinjuku”を創っていく」につきましては、先ほど、本審議会や部会でもご意見を頂きまして、記載を見直しています。具体的に申し上げますと「①質の高い都市空間の充実を図ります」の白丸の文中の下から2行目でございます。加えた内容としまして、「居住する外国人も含めた区民にとっても」といった記載を追記しています。

続きまして、35ページは第2章の「まちづくり方針」のうち、「土地利用の方針」です。このうち、35ページの「土地利用の方針」の中の(5)をご覧いただきたいと思います。前回までは「国際観光都市」といった記載だったのですが、本審議会のご意見を踏まえまして、「国際都市の拠点整備の推進」という方針名に改めています。具体的に申し上げますと、40ページをご覧いただきたいと思います。下段「(5) 国際都市の拠点整備の推進」という記載にしたことに従いまして、「①多文化共生のまちづくりの推進」を追記しています。

次に63ページは、「まちづくり方針」のうち「防災まちづくりの方針」です。「(5) 風水害対策の強化」の中で、本審議会でもご意見いただきました崖・擁壁の安全性の記載について、63ページの「①水害対策の促進」中、白丸の上から5番目の「土砂災害警戒区域等における、がけや擁壁の安全性の確保を推進します」といった記載を追記しています。

次に、116ページは、第3章の「地域別まちづくり方針」のうち、箆笥地域のまちづくり方針です。本審議会でもご意見を頂きまして、「④良好な住宅地の保全、形成を図ります」といったところの文中です。まず白丸の一つ目のところは、北町、中町、南町、払方町、市谷砂土原町と、前回までは町名を限定していましたが、そこの記載を見直しています。また、白丸二つ目、新たに加えました「神楽坂周辺では、商業と住宅の共存したまちづくりを進めます」といった文章を追記しています。

そして、167ページは落合第一地域のまちづくり方針です。「3) 安全・安心まちづくり」、「①防災まちづくりを推進します」のうちの白丸一つ目です。頂いたご意見を踏まえて、「がけ・擁壁」の記載をしています。以上が、都市マスタープラン編での主な変更点でございます。

次に、黄色の帯の冊子、まちづくり長期計画のうち、「新宿区まちづくり長期計画(まちづくり戦略プラン編)」の冊子をご覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、7月10日にお示しさせていただいたものとの大きな変更点でございますと、56ページの例でご説明させて

いただきます。四谷駅周辺エリアの戦略図です。戦略図に、凡例の右側をご覧いただきたいのですが、都市構造の骨格、例えば「賑わい交流軸」や「水とみどりの環」、「風のみち（みどりの回廊）」といった、都市の骨格に関わる要素を戦略図に重ねて図示させていただいています。まちづくり戦略プラン編に関しての主な変更点は、その戦略図の書き込みを加えて整合性を取ったといった観点です。

まちづくり長期計画の素案についての説明は以上です。

○戸沼会長 かなり大部なものですので、短時間でこれを全部お目通しいただくのも結構な労力が要ったと思いますが、前回からの話では、都市マスが今後20年間を見通して、これからの10年間の計画を作るというのが全体のフレームだと思うのですが、一つは、かなり今の説明で、区民の方々のご関心が非常に強くて、たくさんの方がいろいろな意見を述べておられる。

それから、区の方でも、区長をはじめ、丁寧に地元の説明に入っていますので、かなりいろいろな方に見ていただいていると思うのですが、今日の説明で前回から議論になっていたのは、一つは「国際観光都市」よりも「国際都市」という言い方がいいのではないかとということ、かなり明確にしてもらった点があると思うのです。それから、コミュニティ。多くの方々が全体を見る見方と同時に、地べたから発想する考え方というものを、コミュニティ図ということで取り組んでいるというあたりのところは、今、作業の途中ということですので、その辺も踏まえて、ただ今の説明について、さらにご意見なり質問がございましたら、どうぞおっしゃっていただきたいと思います。

どなたからでも。どうぞ、気楽にお話しただけると。はい、**石川先生**、どうぞ。

○石川委員 今日の日程の案件2と完全に関係してくるのですが、素案の資料1、73ページの図面の中で、ずっと前から渋谷川は大木戸の方から暗きょになっているわけですが、今回、国・JSCの方がようやく地表に下ろすということで変更をしております。これは、こういう形で地上に下りてきたということで、ここに記載がないので、これは何度も本当に申し上げているので、書けないのであれば、国・JCSが地上に下ろすというふうに、都市計画変更した部分だけでも構いませんから、きちんと。国の方が進んでいるわけです。ちゃんとやっておりますので。新宿区がそれも記載しないというのはやはり、大変残念なことだと思います。既に下りてきておりますので、きちんと記載していただければと思います。

○戸沼会長 どうぞ。

○まちづくり計画等担当副参事 渋谷川に関しましては、もう一方の冊子のまちづくり戦略プラン編のエリア戦略の59ページに、現状・課題図といった形で、玉川上水および渋谷川は図

示させていただいています。都市マスタープランの方に書き込むかどうかは内部で検討させていただきたいと考えています。

○石川委員 ありがとうございます。ただ、これは整合しないといけませんし、新宿区だけではなくて、東京全体を見渡したときに非常に大事ですので、もし書き込めないのであれば、既に都市計画変更する部分だけでも構いません。ただ、これは方針ですので、やはりディテールではなくて骨格でございますので、よろしくご検討のほどお願いいたします。

○戸沼会長 はい、では検討してください。

○まちづくり計画等担当副参事 はい。

○戸沼会長 それでは他にどうぞ。何なりと。はい、どうぞ。

○あざみ委員 あざみです。地域説明会のご意見を私もざっと読ませていただいたのですが、エリア戦略については、地域的にも非常に受け止めがよいところと戸惑いのところと、地域的にはあるかなど。それから、全体像がやはり捉えにくいというのがあるなど。大きく言うとその2点があったのですが、まず、まちづくり戦略プランと都市マスタープランの関係性みたいなことは、これは前から議論はされているようですが、それは今度、区長トークもありますので、より分かりやすく、6月にやったことを踏まえて、上手にといったら変ですけども、素案の段階ですから、そこはきちんと説明しないといけないのではないかなと思います。その辺はいかがでしょうか。

○戸沼会長 はい、どうぞ。

○まちづくり計画等担当副参事 ありがとうございます。前回やりました地域説明会はエリア戦略原案に限定した説明会だったので、やはり、こちらとしても全体像からお話しさせていただいたのですが、一部の方には分かりづらかった点があるかと思います。今回やるパブリックコメントの中でやります地域説明会につきましては、素案で全体のものをしっかりご説明させていただきます。パワーポイントを用いて、しっかり分かりやすく説明させていただきたいと考えています。

○戸沼会長 はい、どうぞ。

○あざみ委員 まちづくりだけではなくて、総合計画、本当に全部ですよ。そういう意味からしても、時間的にも物理的にも大変かなと思いますが、2時間の枠の中でどこまでできるかなというところがちょっと心配ですが、本当に分かりやすくお願いしたいと思います。

○戸沼会長 分かりやすいというのは非常に重要なことなので。ただ、扱っているものが非常に広がるものですから、作業しているとだんだん詳しくなっていくので、それをもう一度上

から見直して、易しくするという努力は事務局にも続けてもらいたいと思います。

○あざみ委員 会長、あともう一つ。

○戸沼会長 どうぞ。

○あざみ委員 地域別の受け止め状況の話です。私は若松の地域で夏目坂通りについては、これは私の前の委員もこちらで言ったことがあると思うのですが、道路の拡幅ということの是非も含めて、まだ地域に議論がさまざまあって、以前に「とにかくよく分からない」とか「不安だ」とかということがまだある中でこの戦略プランに指定されて、着々とというのでしょうか、区としては推進するという立場でいくということになるわけですが、その辺の住民の皆さんとの温度差のような部分をどう解消していくのか。ちょっと具体的な話になってしまうかとは思いますが、きちんと受け止めた記述の変更は特になかったわけですけども。

○戸沼会長 その点については、後でその点だけについてご説明があるようですので、そのときに聞いていただければと思います。

○あざみ委員 そうなのですか。はい。

○戸沼会長 他にどうぞ。

○吉住委員 吉住です。先ほどのご説明といたしますか、前回の都計審の際にもいろいろな方々からご発言が出ていた国際都市と国際観光都市の話ですが、実際、都市計画の中での国際都市ということについて、現状、身近な生活の中での国際化を感じられることとすると、例えばごみ捨てのルール表記が多言語化しているようなところで見られるかなと思うのですが、正直なことで言うと、もともとの地域住民の方々と外国の方々とはいざこざといいますか、トラブルみたいなものは、民泊も含めて、民泊というのは観光都市の方に入るのかもわかりませんが、今でも現場でお話を聞くことがあるわけです。実際、マスタープランの中での国際都市というものがどういうイメージなのかというのが、いまひとつ、何度も伺いしていても分からない部分があるので、その辺をちょっと教えていただければと思うのですが。

○戸沼会長 事務局もそうだけれども、委員の方々からのご発言も伺いたいと思います。まず事務局から言っていただいて、**倉田先生**にもちょっとご説明を。他の委員の方にも言っていただきたいと思います。

○まちづくり計画等担当副参事 国際都市につきましては、2点ほど大きな視点がございまして、まず、都市マスタープラン編の40ページをご覧いただきたいと思うのですが、1点としまして、「多文化共生のまちづくりの推進」といったところで、国籍や民族の異なる人々が互いの文化的違いを認め合って、一人一人が地域社会の一員として活躍できるまちを目指したいと

いうところで、この記載を入れています。

もう1点が、国内外からの来街者を意識した都市空間の整備といったところで、40ページにあります②のような記載や、「③宿泊施設の整備の推進」といったものを位置付けました。

○戸沼会長 どうぞ。いいですか。ではちょっと**中川先生**、補足的に何か。

○中川委員 国際都市というところで、どこまで記載していくのか。前の段階で言うと、41ページの表のようなものがかなり中心で、国際観光都市、いわゆる宿泊機能というところになり中心があったと。その上で、多文化共生の話もあったり、日々の暮らしの中における国際化の問題というような事柄、さらに言いますと、ビジネスというところまで書き加えるかどうか。ここを見てくださいと、実は商業施設や観光施設ということぐらいのところまでしか書き込んでなくて、ビジネスの動向や、今後のさまざまな開発の中においての、いわゆる業務的な事柄の部分が、少なくとも今の段階では、まだまとまらないかなと。

それで、居住の話と観光的な話というところで、個別の土地利用の方針のところではまとめていると。ただ、全体の国際都市という、前の方の26ページの「世界とつながる」というところにおいては、住む人、働く人、それから訪れた人ということで、当然ながらその広い範囲での国際都市”“Shinjuku””というような表現に今のところとどめていると。それらに対応するような機能をそれぞれの地域、適切な場所というのもいろいろと考えられるかと思いますが、そこに入れ込んでいったらどうだろうかというあたりの話で止めているというところがございます。

○吉住委員 いいですか。

○戸沼会長 はい、どうぞ。

○吉住委員 日本に昔から住んでいる地域の方々からすると、国際都市というとか何か言葉だけ聞くとカッコいいのですが、実際、今、特に民泊などでも含めて、平穏な生活を脅かされているのではないかという。それと、先ほども申し上げましたようなごみの分別も含めて、なかなかうまく溶け込んでもらえないというか、うまく理解し合えない部分などもございまして、国際都市というとか非常に聞こえはいいのですが、やはり、地域住民の方々の気持ちがすぐにそこに付いていくというのはなかなか時間を要することではないかと思しますので、その辺は十分、今回の長期計画を作る際にも配慮していただきたいと思しますので、よろしく願いしたいと思します。

○戸沼会長 私からコメントさせてもらいたい。20年後の新宿のイメージのようなものづくりとして国際都市ということが出ていると思うのですが、ただこれは、マイナスの面とプラ

スの面も含めて実態が動いていくと思うのです。ことに20年先の新宿ということを考えて、その課題は避けて通れない。だから、逆にマイナスの面のごみの問題など、日常の住民との関わりのあるところで、それについても十分対応しなければいけない。

例えば大学的に見ますと、早稲田大学などが今、外国人を入れることを目標にしています。アジアの中の大学という言い方で、留学生が5000人いて、国内の方がだんだん……。だから、学校の風景としては全く国際的で、やっている授業も英語というふうになってきています。ことにビジネスの面では圧倒的にビジネスでそこに行っているというその実態。それから、住民の側の、地域の側の、団地の中でも結構外国人が住みだしているの、その受け止めとしては大きなくくりで受け止めるという観点はどうも必要ではないかと。その点も含めて、まだご議論があると思いますが、どんどん言ってください。はい、どうぞ。

○吉住委員 日本全体を見ると、やはり人口減少ということで、国際化していかざるを得ない部分もあるかと思うのですが、先ほどから民泊、民泊と申し上げていますが、結局、国が制度設計をするわけなのですが、現場の新宿区民などは非常に違和感を感じている部分もあつたりします。今回は新宿区の都市マスタープランなものですから、やはりその辺は区民目線を十分意識してほしいということで申し上げております。

○戸沼会長 はい、どうぞ。

○中川委員 そちら辺は、議論の中でも十分といたしますか、打ち合わせなどでもして、新宿のところの外国から来られている人と、昔で言うと日本人、一部外国の方もいるのですが、大家さんとの関係というものがあつた。それが今、外国人の方々と話をしていると、大家さんとのつながりではなくて、別のいろいろなネットワークを持たれていると。そのネットワークが、われわれ日本人が想定するSNSのネットワークかということ、そうではないネットワークをかなり中国の方も韓国から来られている方も使っている。

ですから、Facebookにしてもそうですが、そういうわれわれが普段慣れていないところでの情報伝達手段というものも考えていかないといけないというのは分かっているのですが、それをマスタープランの中においてどこまで書いていくことができるかということもあつて、そこまでの情報伝達をどうすればいいかということの具体的ななどいいますか、その必要性は高いですよということまでのお話は入れているのですが、それを具体的にどう進めていくのかということまでには確かに踏み込んでいないという。ただ、重々承知はしているところでございます。

○戸沼会長 どうぞ。

○澄川委員 今の国際化のところですが、国際都市は、どうしても区議の方は住民を中心に考えられていると思うのですが、日本全体もそうですが、新宿にとっても同じだと思うです。

最近感じているのですが、なぜインバウンドというふうに日本が言い出したか。これは日本の国力なり、日本国民の経済レベルが相対的に下がってきている。というのは、昨日もJTBにたまたま行ったのですが、1階に説明があって、あの会社ももともとインバウンドで始めたのですね。ところが、途中で日本人がどんどん豊かになったので、アウトバウンド中心の会社になった。それで今、またインバウンドになっている。なぜかという、相対的に海外のお客さんの方が豊かになって、日本国民の方は特に下がっているわけではないですが、そんなに豊かになっていない。その部分を考えて、国際化の一つは、観光客だけではないですが、ビジネスの面を見ても、より日本、新宿に来てもらって、そこでビジネスをやってもらう、お金を落としてもらうという視点はものすごく大事だと思うのです。

その流れがある中で、どうしても区民の方は、これまでの生活を大事にしたいとか、シニア化も含めて、今の生活の中でごみが困るとか民泊が困るとか、いろいろなことがあると思うのですが、逆に区民の方々に分かってもらう。区民への啓蒙活動をもっとやるべきだと私は実はここ最近感じています。より区民に向かって分かってもらうように、より新宿が財政的にも豊かになり、日本の中でも世界の中でも国際的な中心として、文化も栄えていくような位置付けになっていけるようにという考え方。そういうふうに私は思っていますが、皆さんはどれが正しいか分からないかもしれませんが、区民への啓蒙活動も、ぜひ組み入れていただきたいと思っています。以上です。

○戸沼会長 ありがとうございます。他にどうぞ。

○八名委員 八名と申します。今の**澄川委員**のご意見に非常に賛成で、今、高田馬場のコミュニティは本当に外国の方が多くて、特に外国語学校の生徒さんがすごく、お昼ごろは戸山口は本当にそういう人たちが大勢歩いているのですね。でも、やはりそういう人たちのパワーをもらって新宿が栄えていかななくてはいけないとすごく思うのです。

今、馬場近くのコンビニの店員さんはほとんど外国の方です。そういう人たちがとても日本語が上手で、レジでもお金の計算も非常にできて、「ちゃんと何百何十円のお釣りですと出せるってすごい」と思っています。私たちはコミュニティでも地域猫の活動をしているのですが、バザーをするときにテントを建てたりするのは、みんな年を取った人たちばかりなので、そうすると、近くの外国語学校の生徒さんをつながりをつくって、フィリピンかベトナムから来た若い学生さんが10人ぐらいテントを建てるのを手伝いに来てくださっているのです。そんなふ

うにコミュニティとつながっていくということは、彼らにとっても「ああ、日本の人はこんなことをして猫の世話をしているのだな」とか、いろいろ分かると思うのです。ですので、やはり私もいらした方とどういうふうに……。確かに私も住んでいるところでは外国の方もいていろいろな問題はあるのですが、そういう方に分かってもらいながら、お互いにいい隣人であるということを広めていかなければならないとすごく思っております。

民生委員をしているので、いつもお年寄りの周りを回るのですが、やはりそういう人を助けるのも外国の若い方たちなのではないかなと思うので、そういうアプローチをしていくということは大切なことだと考えております。

○戸沼会長 ありがとうございます。他にどうぞ、ご意見がございましたら。再度この案件について……。どうぞ。

○かわの委員 かわのです。参考資料4の、部会における意見と対応についてのところで、ちょっとお聞きしたいのですが、「(3) その他」で、コミュニティの話が部会の中で随分されたようですし、前回の183回のこの都計審の中においても、コミュニティについていろいろ議論がありました。部会の中で今、5点ぐらい、名称についての検討なども出ていますが、部会の中でコミュニティについてどんな議論があったのか、もう少し誰か部会の委員の皆さんからお話いただければと思うのですけれども。

○戸沼会長 それでは、いかがですか。**石川先生**、コミュニティ図をいろいろ作って、今、検討していますが、ああいうものをベースにしながら議論しているというのは一つの作業ですよ。

○石川委員 大変よい分析が出てきておまして、こういう都市計画マスタープランの中では、日本全国を探しましても、コミュニティという形で出しているところはほとんどないのです。ですから、今回、もし新宿区がこういった形でまとめるということになりますと、極めてパイオニアになりますので、そのために、歴史も含めてかなり詳細な分析をしている状況ですので、暫時お時間を頂ければと思っております。

○戸沼会長 図面を今、一生懸命作っているということですが。どうぞ。

○かわの委員 今、委員の方からそういうお話ですが、対応案のところでは、そういうことなのか、引き続き検討するということが区の方の対応案という形で取りあえず出ている。その辺は、区側としてはどういうふうに進めようと考えていますか。

○まちづくり計画等担当副参事 委員がおっしゃるように、前回、このコミュニティの図面に関しては非常に議論になりました。いろいろなご意見を多数頂きまして、パブリックコメン

ト期間中に何とか図面を、まさに記載のとおり引き続き作成して、まちづくり長期計画に入れられるような形で作成しています。次回、また部会を開催させていただいて、そこで一つ成果としてまとめ上げて、次回の本審議会の中では皆さま方にご紹介できるような形で、今、部会を追加して、やる中で完成させていきたいと考えています。

○かわの委員 いわゆるコミュニティ図ということだけではなくて、先ほど**石川先生**が言われたように、言ってみれば、まちづくりの中におけるコミュニティみたいなところの位置付けになると思うので、もっと広い意味でぜひ議論を進めていただいて、長期計画の中に反映できるように、よろしくお願ひしたいと思います。

○石川委員 具体的に分かりやすく、例で。新宿区の中には本当に、歴史をずっとひも解いていきますと、とてもいいコミュニティが実は存在しているのですね。非常に分かりやすい例ですと、今ヒットした「君の名は。」の須賀神社が、本当に若い方が行くスポットになっています。そういう意味では、あそこは四谷で、祭りも須賀神社を中心に、氏子さんもいらっしやいますし、それからちょうど崖で、ちょうど地形の結節点にあつて、いろいろな意味で、なるほどあそこに須賀神社があつて、ああいったものが地域の昔からのコミュニティをつくっているのだと。たまたま「君の名は。」の場所になったということですが、先ほどから国際都市という話がございますが、国際都市のトップランナーを走っているのが須賀神社という言い方もあります。たくさんの方が来ますので。

そういう意味で、しっかり自分たちの持っている財産を丁寧に見ていくということは、今、本当に新宿区にとって大事なことだと思っております。小さいから国際的ではない、大きいからということではなくて、やはり質ですね。クオリティを掘り起こしていくことが大変大事であると私は思っております。以上です。

○戸沼会長 では、次の案件もありますので、これは再度ご報告があると思しますので、都市マスについては、次回また議論していただきたいと思ひます。

次の案件は……。いいですか。はい。

○遠藤委員 今の流れで一つだけいいですか。部会の中ではどちらかというと都市マスの、参考資料4でいうところのインフラとしてのコミュニティの部分を、どうやって地図を使って可視化するかというところを、まだまだ試行錯誤しているところかなと理解しています。一方で、前回もこの審議会の方で、もう少しソフトな部分のコミュニティの側面について、やはり関心があるというような話題があつたと思うのですね。そこに関しては、どうしても都市マスの中では扱いきれない部分はあるのではないかなと思ひます。ただ、一方で、今回のプラン

は、まちづくり戦略プランというものがあって、こちらがどちらかという、都市マスよりも、戦略的に短期間でどう新宿区をより良いものにしていくかという視点で立てられると。

そうすると本来ソフトな部分であるとか、もう少し短期的に区民に働き掛けられる部分は、何かまちづくり戦略プランの中で、地図的ではないかもしれないけれども、位置付けていくということは、本来は議論として必要なのではないかなという気がしています。

具体的には防災の話ですとか、どういうふうにするのだというのはないのだけれども、福祉・介護という議論が出たことに関して、それをどう方針付けていくのかということです。どうしてもそこは部会での議論がなかなかできないところなので、今日ということではないかもしれませんが、ひょっとしたら委員の皆さんに意見を何らかの形で頂いた方がいいのかなというのは、ちょっと感想かもしれませんが、思いました。

○戸沼会長 部会がメインになっているので、ご意見を伺いながら部会で深めていただくということがいいのではないかと思います。これだけでも1時間かかってしまうと思うのです。だから、ちょっとさすがに議事運営ができませんので、そこは**かわの委員**とお話を頂いて、少し意見を頂くといいと思います。

案件2 東京都市計画公園 第5・7・18号明治公園の都市計画変更について（都決定）

○戸沼会長 では、次の案件に入りたいと思いますが、「案件2 東京都市計画公園 第5・7・18号明治公園の都市計画変更について（都決定）」ということで、事務局、お願いします。

○事務局（主査） 事務局です。「報告案件2 東京都市計画公園 第5・7・18号明治公園の都市計画変更について（都決定）」になります。本日は都市計画の変更について、事前のご報告をさせていただきます。今後の審議会において、東京都からの意見照会に対して区の意見を提出することになりますので、ご審議いただくことになります。

内容は都市計画課長よりご説明いたします。準備がございますので、少々お待ちください。

○都市計画課長 それでは、クリップで留めてあります資料2をご覧ください。表紙をおめくりいただきますと、右肩に資料2-1と書いておりますので、そちらをご覧ください。「東京都市計画公園 第5・7・18号明治公園の都市計画変更について（東京都決定）」についてご報告を申し上げます。まず1番、今回の報告の趣旨を書かせていただいておりますが、神宮外苑地区では、JSC（日本スポーツ振興センター）の新国立競技場の計画の見直しによりまして、都市計画公園のデッキ部分、従来は地上部分とその上にデッキを模した都市計画公園の形を想定していましたが、今回、そのデッキ部分の形状の変更を行う一部見直しの報告書が東京都の方に

提出されました。それに伴いまして、東京都では、都市計画公園の明治公園の都市計画変更をこのたび行うということで、予定を立てているものでございます。

2番、明治公園の変更案についてということで、さらに1枚おめくりいただきますと、資料2-2がございます。そちらの方に絵を用意させていただいておりますのでご覧ください。まず1枚目は、新国立競技場を南西の方から眺めた絵でして、ちょうど赤い斜線、ハッチがかかっている部分、皆さまご案内かと思いますが、ちょうど西側の道路に対してデッキ部分、公園の立体公園の部分が1段上にあるような形で従来計画されておりました。

今回、その赤いハッチ、斜線がかかっている部分につきまして、地上に下ろすような案になっております。およその範囲が3000㎡ほどございまして、2枚目の方にその完成様相図がございます。ちょうど2段目のデッキだったところが全て地上に下りて、その部分に直接地面に植栽して、木などが並んでいるような絵があります。

さらに1枚おめくりいただきますと、それを近くから見た、楽しげに皆さまが集うような絵になっておりますが、イメージ図ということで、ご参考にご覧いただければと思います。

もう一度、資料2-1をご覧ください。中ほどに「3. これまでの経緯」と書いてあります。今回の都市計画変更に当たっての経緯を少しまとめさせていただいております。平成25年6月17日には、今回、オリンピック・パラリンピック開催に当たって新たに国立競技場を建てることに伴いまして、従来あった明治公園の都市計画変更がここで行われまして、明治公園の都市計画の公園について、新たに立体的な範囲を今回ここで定めたこととなります。

それから昨年の平成28年10月3日には、隣接する民間のマンション、外苑ハウス等の建て替えがありましたときに、若干公園区域の変更がございましたので、変更したという経緯があります。

そして、このたび、今年6月7日にJSCの方から東京都に対して、今回の計画についての一部見直しをする、施設計画等々を変更することについての報告書が出されまして、その内容を受けて、東京都としまして、今回の都市計画公園の変更を行うことを決定したところでございます。それを受けまして、6月28日ですが、東京都から区に対して、この都市計画公園の変更についての意見の照会がございました。後々、その下の方にスケジュールもありますが、区がその意見に対して回答するということに向けて、このたび都市計画審議会の委員の皆さまにまずご報告させていただいて、意見等を頂戴したいと考えています。

4番目はスケジュールですが、今後、9月20日から10月4日の間に都市計画変更案の公告・縦覧を行いまして、皆さまから意見書を提出いただくという期間がございます。それから、10月

11日、後の都市計画審議会でも、あらためてこの場でご審議を頂きたいと考えています。

その後、それを受けて、新宿区から10月18日期限としまして回答を送る予定です。その後、東京都としましては10月31日に東京都の審議会を開いて、その結果、11月下旬には都市計画変更をしたいという予定を立てているところです。

参考資料ということで、都市計画公園の変更等についての計画図、計画書がございます。それは今私が申し上げた内容で書いていますので、後ほどお目通しいただければと思います。

それから、若干、今の説明だけでは立体公園のデッキ部分の位置関係などが分からないと申しますので、補足的に正面の方に平面図や立面図を用意させていただいて、そちらで少しイメージを膨らませていただければと存じます。ちょっと準備いたしますので、お待ちください。

こちらの方は、今回の都市計画公園の変更をする前の、デッキレベルの平面図です。こちらに道路がございます、ちょうどこの部分が全てデッキレベルになっています。普通のお客さまは、このレベルから競技場に入るといような階になっています。これは変更前ですので、全てこの部分がデッキ上にあるといような絵でございます。これに対して、今回変更された部分を重ねてご覧いただきたいと思います。

この部分が、およそ3000㎡ほどの面積になりますが、ちょうど書き込みがされて、この部分は地上、これよりもこちら側が従来どおりのデッキ階で、通常、人がこの上を通行して場内にアクセスするといような場所になっています。

参考までにその北側の部分を、変更はないのですが、つながりとしてご覧いただければと思います。

これは、先ほどこの辺りを見ていただいたのですが、ちょうどつながりの部分です。これがデッキ階の部分です。こちらの方は従来の計画と変更はございません。

若干、植栽の形などが変わっていますが、変更等はございません。今まさにJSCの方で検討している1階部分、デッキ階部分の平面図でございます。

今度は、先ほどはデッキの階の部分を見ていただいてきましたが、それよりも1層下りて地上部分、道路と同じレベルの階数のところ、地下2階の状況をご覧いただいております。これは変更前で、ちょうど立体公園の下の部分です。この点々が柱でして、この上に覆いが被せてあるところで、人々が行き交うことができるような状況です。部分、部分では、上のデッキ部分に上がるような階段や、一部植栽などをして、この部分が上が天窓のようになっているのですが、こういう空間みたいなものがあつたということです。これに対して今回、変更部分の絵をご覧いただきます。

この部分がまさに土レベルになって、こちらの方は、同じレベルですが一応舗装がされていて、この柱が立って、この上がデッキになるような状況です。この部分は天空になると。こういったところは自由に人々が行き来できるところでございます。

こちらの方は施設ということで、この辺は全然変更はございません。

参考に北側の部分のつながりもご覧いただければと思います。

これは変更前の絵で、この辺はこちらの方がこちらの道路レベルよりも高い部分なので、この部分は土の中ですが、こちらよりもこちらの方が高くなっているような状況です。

現状、変更はございませんが、今の平面図ということで、若干、渋谷川の流れをしのぶような形で、今まではデッキ上に流れを再現していましたが、今回の計画の中では地上レベルのところであらうものを再現すると。

先ほど、ちょっと戻しますが、こちらの方にもそういう流れの再現を。ちょっとここではうまく表現できておりませんが、実際はこちらの方で渋谷川の流れのイメージを再現するような計画が今、進められていると聞いております。

さらに立体方向の関係性をご覧いただければと思います。ちょっとした絵ですが、これがデッキ部分で、その上に立体公園があって、人々がこの上にいられると。その下の空間についても、歩道状空地ということで、およそ奥行きが8mほど、こちらが道路で、それに沿って歩道状空地があって、この中はこういう立体的な空間になっていると。デッキ上については、人工地盤の上に土壌を積んで、植栽なども計画していると聞いています。もう少し次の絵は、実際の建物に近い図面でご覧いただけます。

縦方向と横方向の関係で、上の部分については客土をして木などを植えていると。

今まではこれが全てデッキレベルで立体的なものだったのですが、こういった部分について、3000㎡ほどこういった部分を書き込んで、全て天空になっているという部分が今回できたということ。若干、上下関係についてご確認いただけたらということで、ご覧いただきました。それから、これはデッキ内なのですが、実際、せせらぎ、渋谷川の復活について、こういった形でも計画されているという図面です。

これで終わります。報告の方は以上でございます。もしご質問等があれば、先ほどの図面を使わせていただければと存じます。

〇戸沼会長 ご質問がありましたらどうぞ。**石川先生**、どうぞ。

〇石川委員 詳細に補足の資料を出していただいております。ただ、今の図面で、どこが川なのかとか、どなたも分からなかったのではないかと思うので、それをもう一度

ここで再現していただくかどうかというのは時間の関係で、大変恐縮なのですが、分からなかったということが一つです。

それで、論点を申し上げておきたいと思います。これは小さな問題ではなくて、先ほどから議論がございました、いわゆる国際都市としてのインフラの構築ということに関わってまいります。他ならぬオリンピックの会場ですし、それから先ほど歴史の話を申しましたが、新宿区は玉川上水が流れてきておりまして、四谷大木戸で分岐するという、極めて歴史的にも、それから2020年のオリンピック・パラリンピックという意味でも、この新国立競技場、それから先ほどご紹介いただきました四谷大木戸からの渋谷川は極めて大事なインフラなわけです。そういう意味では、本当にしっかりとした良好なインフラとして着地させなければならない。

私どもはこの審議会でもずっと、渋谷川をなるべく連続した形で、今は暗きよになっておりますが、先のオリンピックで暗きよになったということで、今回のオリンピックでぜひ開きよにして、区民あるいは国民の財産として復活していただきたいということがございました。

皆さま、なぜ2階に川が流れているのかというのが疑問だと思うのですが、不自然ですね。これはなぜかといいますと、新国立競技場が非常に規模が大きかったので、明治公園の開園区域が2.6ha廃止されたわけです。廃止ということは補てんしなければならないわけです。そのためにどうしても2階に川を流して緑にして、立体的な公園をつくらなければならないかったという事情があります。本当は他に土地を出していただけばよかったのですが。そうすると、自然な川ではないので、なるべく下にしてほしいということで、これは新宿区だけでなく、いろいろな方々がJSCをお願いして、ようやく今のところに、全体の4分の1ほどですが、地上に下りてきたと。

お願いしたいのは、今、見せていただきましたが、どこが川かよく分かりません。少なくとも私は分かりませんでした。しかも、推測するに、ここが川だろうと思うのですが、ぶつぶつ切れております。私どもは、あまりお化粧は要らないので、連続した渋谷川として、なるべく暗きよの部分を少しでも、1mでも構いませんから外に出していただきたいというのが基本的なことです。渋谷川の暗きよ部分を極力連続した形で、外に、地面に出していただきたいということを私としてはお願いしたいと思います。

図面もここまで見せていただきましたので、どこが川なのかということをもう少し区民や皆さんに分かるように表示していただけないかということでございます。長くなりました。恐縮でございます。

〇戸沼会長 はい、どうぞ。

○都市計画課長 まず今、渋谷川の件、ご質問いただきました。まず、どこが川なのかということにつきましては、まだ今、これは都市計画の段階ということで、私も実はJSC等に問い合わせたところでございます。実際はまだ詳細な設計は、今、行っているところなので、現段階でお出しできる細かいものがないということは申し訳ございません。今後また、ご審議いただくような機会もございますので、できればそういったものをご用意させていただいて、次回等についてはあらためてご案内させていただきたいということと、今、委員がおっしゃった、例えば現状でも川についてはある程度、ぶつぶつと切れていると今お話しいただいたところでございますが、ある意味、川のイメージを再現するというようなことであれば、そういったものをつなげられないかどうかということは、今、ご意見を賜りましたので、事業者等にはあらためて伝えたいと思っております。

それから、立体的な公園につきましては、そもそも平成25年の都市計画公園の決定の時期からいろいろ論議があったこととございます。さまざまな理由があったと私は聞いておりますが、例えば立地的なもの、道路と周囲との段差があるということで、どうしてもバリアフリーと、歩行動線と車の動線を分けるというようなことを考えたときに、立体的にレベルを整える。その中で公園も確保するというので、立体公園を造ったと聞いています。

そういったものについてのいろいろなご議論があったということは確かに承知しておりますが、そういった経緯があったということは聞いているところです。今、頂いた件につきましては、本日のところではご用意できない点がございましたが、ご要望を頂きましたので、またあらためて事業者等には伝えたいと考えています。

○戸沼会長 では、どうぞ。先に手が挙がった。

○都市計画課長 あと、すみません、1点よろしいですか。先ほど、川が2階にあるのはどうかというようなご質問を頂きました。それについては、今までのご意見の中でもそういったことを頂いたということで、このたび事業者の方も、2階の川の流れは廃止して、地上レベルに移していくというふうに計画しているというのは聞いています。

○戸沼会長 はい、どうぞ。

○澄川委員 私が聞き逃したのかもしれないのですが、そもそもこの変更の理由、目的は何だったのか、もう一度教えていただけますか。

○都市計画課長 変更の理由でございます。そもそもといいますか、今回、先ほど絵でご覧いただいたように、ここは都市計画公園に掛かっておりまして、都市計画で公園にする地域です。その中で、平成25年に公園の都市計画を変更したときに、立体公園ということで、通常、

地上部で公園があるというのはよくご覧いただけると思うのですが、それを地上から離れた形で、デッキ状の部分を公園にするという都市計画決定がされたところです。

今回、そういったことでこれまで来ていたところだったのですが、本体計画、新国立競技場の建物の見直し等も事業者であった中で、デッキ部分の形状も少し変更されました。というのは、全てデッキにするのではなくて、一部、先ほどご覧いただいたように書き込みを入れて、デッキだった部分を地上に下ろすという計画に変更されました。これはそもそも都市計画でデッキ状にするという内容だったものが変更されるので、そのデッキだった部分を地上にするという内容の都市計画変更が必要だということで、今回、こういった形で報告させていただいたというものです。

○澄川委員 ですから、そもそも、どうして競技場のデザインが変わったのか。それは建設費を低減するためなのか、先ほどのお話のように、明治神宮がもともと水源だと思いますが、渋谷川をもう一度しっかり地上で流すという考え方なのか。どういう理由、目的だったのですか。

○戸沼会長 石川先生に補足してもらいましょう。

○石川委員 ごめんなさい。ちゃんと説明します。新国立競技場が、今までの競技場よりも、ザハさんの案よりも小さくなったのですが、それでも大きいわけです。明治公園というのが当然あったわけですが、どうしてもその公園を廃止しないと新しい競技場が建たなかったわけです。平成27年11月27日の東京都広報ですが、明治公園を2.6ha廃止しています。なくしたわけです。そうすると、公園ですから、通常はなくした分を補てんしなければいけないわけです。前のオリンピックではそれをやっている。なくした分を補てんしている。今回は土地問題がいろいろあったのだと思います。それで補てんを全部できないので、競技場の2階に木を植えて、それから川を流して、それを立体的な公園として認めようと。そういうことで、どうしても2階に川がなければならぬということだったのです。

ここは他ならぬ明治神宮の外苑ですので、やはり、ここで2階に川が流れるというのは、あまりにも歴史に対して申し訳ないのではないかという意見が各界から起こりまして、その結果、ようやく部分的に地上に、つまり本来の地上に川が戻ってきたという経緯です。ですから、もともとはつまり公園が廃止されたということです。それを補てんしなければならぬので、2階に川が流れていたということです。

○戸沼会長 はい。課長、どうぞ。

○都市計画課長 石川委員、ありがとうございます。ちょっと私の方からも説明をさせてい

ただきたいのですが、先ほど**石川委員**がおっしゃった、当初ザハさんという方が計画をした建物がございます。それをベースに公園の計画が都市計画決定されておまして、今回、そのザハさんの案から隈研吾さんの案に変わったということをご承知だと思います。建物の規模が変わりましたので、周辺の建物と公園の取り合い等が変わってきたので、今回、それに合わせる形で都市計画変更がされたということです。

それから、今、**石川委員**からご説明があった2階に川があることについて、今回の都市計画変更の理由というふうにおっしゃられたのかなと、私は今、聞いたのですが、それは計画の変更とは直接関係なく、今回、そういった変更に合わせて2階にあった川を1階に直すということについては、都市計画の内容とは別に計画されているところです。

○澄川委員 分かりました。ありがとうございます。

○戸沼会長 鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 今回のこの計画は、透視図を3枚見せてもらって、3枚目はとてもいい案だなと思いました。ここの道は、われわれが野球を見に行くときにしょっちゅう歩くところなのですが、あそこを歩いて行くときに、これは今、変更前の透視図が描いてありますが、変更前の透視図をもしここに描いたら、競技場がまるっきり見えないで、多分、擁壁がだ一と見えるような透視図になると思います。競技場に関係ない野球場の人などはほとんどこの道しか歩きませんから、そういった意味ではこの景観はすごく、もちろん競技場の方も大切ですが、その他、あそこを通行する人にとっても景観上大切なので、そういった意味では、ここに緑をつくって擁壁を引っ込めたというのはとてもいい案ではないかと思います。

願わくば、ちょうど階段の横のところに、まだこのままでできるということではないと思いますが、今、高速道路の下にいるような絵を描いてありますが、できたらこの左の方の緑地をこの階段とデッキの間に少し入れるとか、デッキの下に木でちょっとフェンスを造るとか。高速道路の下のような、多分30年、40年もたつとすごく暗い陰湿な空間になると思いますので、そういうことがないように、少し緑などで囲ってやったらいいかなと思います。

○戸沼会長 これはみんな都決定ですよね。だから、私どもは大いに注文を付けることができますので、いろいろ細かく要望事項を出していただいて、次回の審議にかけたらよろしいかと思います。何かありますか。

○都市計画課長 まだ植栽計画等については、これはイメージで作っている部分も多いと思いますので、そういったご意見については、私どもからあらためて事業者にお伝え申し上げます。

○戸沼会長 はい、**倉田委員**、どうぞ。

○倉田委員 私もこういったデッキを、これは量的にはデッキの4分の1ぐらいという数字が今、ありましたが、それを地上に下ろしてきたというのは、非常にこの変更についてはよかったのではないかと考えています。

一方で、この公園、緑地、オープンスペースが1階に下りてきたということで、当然のことですが、歩行者もデッキから1階に下りてくることになるかと思えます。先ほどちょっと断面で、公園部分ではないところの歩行空間を見せていただいたのですが、確かに幅員的にはかなりここは確保されているという気はするのですが、一方で、やはりこの空間が本当に歩行者空間として快適な空間になるかどうかというのはちょっと気になることです。

もう少し都市計画的なことと言いますと、ここにこれだけの4分の1の書き込みなりができて、地上に下りてきたときに、当然そこに歩行者の歩行というのが地上レベルで発生することになると思うのですが、これがどういう形で周辺にリンクしていくか。歩行者空間のネットワークという考え方がちょっとまだこれでは見えてなくて、当然のことながら、もともとの考え方というのは、歩車分離、歩行者を立体的に分離するという考え方なのですが、今回こうしたことによって、歩行者が地上にまた下りてくることになるわけですね。そうしたときに、ただ単に公園部分だけではなくて、周辺の駅も含めて、歩行者の動線がどういうふう変わるのかということのを少し考えていただいて、歩行空間が安全かつ快適なものになるかどうかというところを、ぜひ、これは都市計画の変更とは関係ないかもしれませんが、そこまで考えていただきたいというのが私の要望です。

特にここに気持ちのいい歩行者空間ができてきただけに、それが周辺にももう少し波及していくということを考えて、今申し上げたようなことをぜひ考えていただきたい。そうでないと、どうしても上に、ここもそうですが、ほとんどの部分に屋根があって、その下を歩くわけですが、これはどちらかというと、ちょっと違うかもしれませんが、西口のいわゆる、片方は少し開放的ですけども、昔はあそこも開放的でした。そこを歩いているのとあまり変わらないのではないかなという気がするので、もう少し快適な歩行者空間というものを、部分的にこのデッキの部分だけではなくて、実現していただきたいと思っています。

○戸沼会長 **倉田さん**に設計してもらった方が早いね。ともあれ、ご要望はみんな聞いて承って、都の方につなげると。課長、何かありますか。

○都市計画課長 そのようにまず伝えさせていただきますのと、今日はこういった形で本当に簡単な絵をご案内していますので、場合によってはかなりJSCなりは、委員がいろいろお考

えになるような点についても検討していることもあるかと思いますが、今日のご案内し尽くせないところもございますので、今日頂いたご意見の考え方について、あらためてご案内させていただきたいと思います。

○倉田委員 必ずしも敷地の中だけではなくて、敷地を越えたところもきちんとネットワーク化されるように考えていただきたいというところが一番ポイントです。そうでないと、敷地の中だけは何となく歩行者空間が確保されているのだけれども、肝心な歩行者の行き先、さらに駅などに行くときにボトルネックになっていたり、安全性・快適性が欠けているというようなことになると、それはせっかくこれだけのことをした効果というか、意味が薄くなるのではないかなという気がします。

○戸沼会長 この計画について、みんな非常にこだわりがあるのは、前のザハ案は非常に大きいものがボンと出てきたので、私どもの審議会でそれに大反対して、再考を求めたという経緯があって、それ以来の因縁ですので、みんなこだわりが強いのですね。ことに渋谷川などは、元の形がどうかということから考えろということはまだ少し注文を付けていくという筋書きですので、せっかくですから大いに細かく注文を付けて、課長の方に言ってもらったらいと思います。はい、どうぞ。

○かわの委員 かわのです。先ほど**石川委員**が言われた渋谷川の関係ですが、ここは取りあえずせせらぎということで、しのぶようなものがあるから、それはそれで一つのあれかなと思いますが、やはり、本当はこれを機会にということなのですから、渋谷川が今もここで暗きょとして存在しているわけですよ。実はずっとこの下流で、暗きょだった渋谷川が600mだったか800mだったかオープンになって川が復活するということが、渋谷の駅の再開発に伴って出てきているのです。そうなってくると、やがてここまでつなげるだろう、つなげなければいけないという、われわれの世代なのか次の世代なのか、そういうふうには川を、あるいは渋谷の駅からさらに上流に出てくるということがある。それに耐えられるようなものでなければいけないと私も思うのですよね。

今ここで、では、すぐ暗きょをオープンにして川にしろと言っても、それはこの下もあるので、いろいろでしょうが、そこを十分に、将来的にもそこがきちんと担保できるような計画にしていけないと、隣まで川が復活してきたら、この部分が川にできないではないかとなったら、先人たちは何をやっていたのだと言われかねないと思いますので、私の意見を述べておきます。

○戸沼会長 玉川上水のあれを世界遺産にしようという動きとか、日本橋の橋を取っ払おう

とか、何か歴史復活の動きがちょっとあるので、都市計画も時代が変わってきたなという雰囲気ですが、思い入れがあると思いますので、また引き続きご意見を頂きたいということで、よろしいですか。何かありますか。

○石川委員 既に都市計画課長にはお願いしていたのですが、2点、きちんと聞いていただきたいことがございます。参考資料2の一番最後に断面図がございまして、外苑西通りのところ、千駄ヶ谷の駅と新国立をつなぐB-B' が100mの歩道橋です。これは100mというのはあまりにも長いということで、警察の方もいらっしゃいますが、許可が下りていないということです。お話を伺いますと、オリンピックが終わった後に100mにするというお話なのですが、オリンピックが終わった後に、なぜこれを100mにしなければいけないのか。そこに関してはしっかり聞いていただきたいということを申し上げておりますので、その件に関しても。

それから、今の霞ヶ丘アパートのところの連続ですね。E-E' 断面が60mという巨大な歩道橋で、資料2-2にはご丁寧にそのパースが見えないように書いてあります。これは巨大な階段で上がりませんと到達できないわけです。ですから、完全にバリアフリーの原則に反します。ここは緩やかな下り坂ですので、ここにこれだけの歩道橋を付けるというのは至難の業で、巨大構造物ですから、先ほど**鈴木様**からご意見がございました、こういうものすごい構造物を造らないと2階に上がれないわけです。それについても、どうしてこういう不自然なことをしなければならぬのか。しかもそれが何故、立体公園になるのか。つまり、歩道橋を立体的な公園として、数字としてカウントしているわけです。そうすると土地代がそれだけ減りますので。

それも含めて、この二つに関しては、どうしても都市計画の理由をお伺いしなければならぬので、質問事項として既に申し上げておりますが、この場で追加させていただきます。

○戸沼会長 はい、どうぞ。

○都市計画課長 今、デッキのお話を頂きました。2カ所の件ですが、まず東京体育館側のB-B' 断面のお話について、お答えをさせていただきます。

計画自体、今おっしゃったように100mほど長さがあるということで、工事については2期に分けて、南側を先行して、北側を後ほどやって、計画の長さで最終的には完成させると聞いています。

まず、なぜそういうふうにするのかという理由を確認したところ、北側の約半分の歩道にかかる部分を造る場合に、どうしても東京体育館側の建物と若干、干渉する部分がある。構造的に橋の橋脚がどうしても干渉したりするので、現在のところすぐに造れないので、南側を先行して造ると聞いています。計画自体は利用者の快適性や、いろいろな項目を検討した結果、こ

ういう幅でやっているところですが、ある意味、東京オリンピック・パラリンピックの時点では暫定的な状況で運用を開始するということになるのかなと感じます。そのときに、機能的には一応事業者、東京都としてはしょうがないというふうに判断していると聞いています。

それから、南の方の、都営住宅の方の一角に渡るところについても地上デッキがございます。北側と、こちら側の南側のデッキは当初から立体公園の範囲ということで、今回の都市計画公園の変更についても、この部分の変更はございませんということです。

南側の都営住宅の一角の方に渡る部分については、およそ警察等関係機関との協議は終えまして、道路の占有等について、道路管理者等と協議しているところですが、この規模でデッキを渡すということで、今、詳細設計を詰めていると聞いています。

それから、バリアフリーのご懸念についてお話を頂いておりますが、基本的にアクセスは階段ですということですが、現状ではエレベーターや、その他にも方法があるかどうかということについて、本日もご意見を頂戴しましたので、事業者の方にはそういった懸念を解消する方向であらためて検討いただけるかどうかということについて、申し上げたいと思っております。

○戸沼会長 遠藤委員。

○遠藤委員 実は石川先生と同じことを指摘しようかなと思っていました。霞ヶ丘団地のところとのつながりをどういうふうに考えるのかということが、明確に示されていないのではないかなと。今回の変更で、この黄色い部分が切り欠きされたように地上に下りるということに関しては、私も非常に賛成するところです。

ただ、南側を、道路を挟んで反対側を見ると非常に巨大な階段があって、裏側がぼーっと見えていて。本来、地上に下ろしたのであれば、現在の霞ヶ丘団地とのつながりをどういうふうにつくっていくのかということと併せて考えていかなければ、場当たりの計画感がどうしても拭い去れないと思うのです。裏側が影になるのではなく、地上に下ろしたことと併せて霞ヶ丘団地とどういうふうにオープンスペース、公共空間としてのつながりをつくっていくのかということ、今回の変更に合わせて明確に示していただく必要があるのではないかなと思います。

○都市計画課長 先ほど石川委員がおっしゃったことと併せて、今ご懸念いただいた旨は、東京都等に伝えてまいりたいと思います。

○戸沼会長 それでは、中川委員、どうぞ。

○中川委員 幾つか既にお伝えしているところもあるのですが、この1階とっているところ

のデッキ部分は、恐らく現在の神宮の野球場の前の道路の高さに合わせたレベルにしていると思うのです。それがために32mという想定地盤高を持ってきていると。

そうすると、32mでつないでいって、やはり東京体育館のところが気になるのです。一つは、JSCの方も要は10年後としているわけですよね。3年後であるとか5年後の絵が欲しいのだけれども。要は、オリンピックのときにはこうなっていないはずなのです。それで、その後、手を入れてこうしますという絵面になっているのか、いや、オリンピックのときに外構の植樹などもここまで入れますとっているのか。非常にぼけているのですが、絵は完成後約10年の姿を表していますと、ちゃんと書いてあるわけです。そうすると、5年後あたりは一体どうなのかというあたりの絵面が一つは欲しい。

10年後で何が気になっているかというのと、これも、JSC、ちょっと待てよと。3枚目のスライドの左の建物は何かと。3枚目のスライドで、ほぼ現在の東京体育館の位置に高層の建物が建っているわけです。こんなものは消してほしいのです。別の言い方では、なぜこれを入れているのかと。それとも、千駄ヶ谷の駅のさらに向こう側なのか。位置的にはデッキが見えるところ、パースが正しいとすれば、デッキが一部分、道側に出てきて、その先ですからね。こういうものは、パースを書くときにたまたま書き入れたのだらうということなのか、何か意図があるか。非常に僕などは誤解を持って、「あれ？ 東京体育館をつぶすつもりなの？」という、非常にうがった見方をされてしまうので、それはJSCの方がきっと悪いのだと思うのだけれども、せっかく平均地盤高32mでデッキまで持っていくとすると、千駄ヶ谷の駅のところまでそのレベルで持って行ってほしい。

ちょうど今で言うとこれは谷になって下がって、野球場に向かってまた上がっている。それを一種の蓋かけというか、同じレベルで動けるようにしている。もしこれが東京体育館のところを通らなければ、下がらなくてはいけないわけですよね。もしくは、この道の横のところに、デッキ的に横にはわせていってという。先ほども歩行動線の話があったのですが、歩行動線がうまく周辺部とつながっていないので、そこら辺をぜひいろいろと聞いていただければありがたいなと。

ここら辺を今後どう使っていくのか。先日もニュースになったように、陸上競技の国際競技はできないからサッカー専用にしますみたいな類いの話が既にニュースとして出ているわけですよね。そうすると、では、サッカーにしたときにフットサルであるとか、うんぬんかんぬんみたいなものまでこの中でできるようにするのかどうか。サッカー協会の方は、グラウンドのところまで椅子を設けるとサッカーの試合がすぐそばで見えるからとてもいいのだということ

まで表明してしまっているわけです。ということは、5年後はこれは陸上競技場ではなくてサッカー場ですからね。そのときもこういう絵面でいいのかどうかというあたりもちょっと気になります。

それよりも、32mのレベルで本当に駅、信濃町の方もそうですが、ちゃんとつながるようにしていただきたいという。かなり話はだぶっていますので、結構です。

○都市計画課長 あらためて確認させていただきます。

○戸沼会長 それでは、ひとまずこれで、いろいろご要望があつて、さらにご要望があれば申し出て、相手側にお伝えするということにしたらいいと思います。はい。

○かわの委員 一ついいですか。直接これとはあれかもしれないけれども、今、**中川委員**が言われたように、これが将来的にはオリンピックが終わったら陸上競技場として使えないというのは、それは何かというと、サブトラックの問題なのです。オリンピックは仮設のサブトラックを造るというけれども、それが壊れたら、世界的な陸上競技はサブトラックがなければできないというのが今の常識ですから、例えばサブトラックが一体どういうふうを考えられているのかというのは、直接これとは関係ないですが、神宮全体の今の草野球をやっているところなどが多分なくなるのしょうけれども、そういうところの影響も当然あると思いますので、できればどこかの機会でその辺の様子も分かれば教えていただければと思います。以上です。

○戸沼会長 どうですか、課長。

○都市計画課長 現在のところはサブトラックの場所の詳細等については伺っておりませんので、またそういった機会があればご案内できればと思います。

○戸沼会長 かなりまだ決まっていないことが随分あるような雰囲気ですが、それだけのレクチャーを頂くということは、また別途考えなければいけないぐらいですが、取りあえず今日のところはよろしいですか。

それでは、まだ案件が残っておりますので、次に進めたいと思います。

案件 3 東京都市計画地区計画 新宿駅東口地区地区計画に関する都市計画原案について（区決定）

○戸沼会長 それでは、新宿駅の東口の地区計画に関する都市計画の原案を、いいですか。

○事務局（主査） 事務局です。「報告案件3 東京都市計画地区計画 新宿駅東口地区 地区計画に関する都市計画原案について（区決定）」になります。本日は都市計画についての事前のご報告をさせていただきます。今後の審議会で、地区計画の決定についてご審議いただく

こととなります。内容は、景観・まちづくり課長よりご説明いたします。

○景観・まちづくり課長 景観まちづくり課長です。それでは、新宿駅東口地区地区計画に関する都市計画原案について、ご報告させていただきます。資料3-1をご覧ください。まず「1趣旨」になります。本地区は、日本を代表する国際的な商業・観光の拠点として一層の発展が期待されています。地区内の建物の多くは更新期を迎えており、今後さらなる賑わいの向上が求められています。こうした状況を背景に、区は平成23年2月に「新宿駅東口まちづくり構想」を策定し、地元の商店街団体を母体とする「新宿EAST推進協議会」と連携してまちづくりの取り組みを進めています。

今般、地区計画の地元案が取りまとめられ、区に提出されたことを受け、新宿駅東口地区地区計画原案を決定し、都市計画手続きを開始しています。

経緯になります。今、若干説明したとおりですが、平成23年2月に新宿駅東口まちづくり構想を策定し、併せて新宿EAST推進協議会を発足しています。その後、地区計画等の検討を経まして、今年（平成29年）4月に地区計画地元案の説明会を行い、地元案として区に提出されています。その後、区として地区計画原案の決定を行いまして、今回、平成29年7月に都市計画法第16条に基づく原案の公告、説明会、縦覧および意見書の受付を行ったところです。

続いて、地区計画原案の内容についてです。資料3-3をご覧ください。左側二つホチキス留めのA4縦の資料です。2ページ目に名称、位置、面積がございまして、区域につきましては、その下、区域図の一点鎖線で囲われた区域となっています。また、地区計画の目標としまして、ここに記載のとおりですが、1番目、「地区の賑わい交流の核である新宿駅周辺と新宿三丁目駅周辺を結ぶ新宿通りにおいて、新宿の「顔」として風格と活力のある街並みを形成します」としています。こういった考え方に基づきまして、右側の方針付図をご覧くださいまして、新宿通りを中心とした賑わい等を、今回、まちづくりとして定めていくものです。

また、その下の「(1)土地利用の方針」「(2)建築物等の整備の方針」等につきましては、ここに記載のとおりです。

4ページ目をご覧ください。地区整備計画の具体的な内容となっています。1番目は「建築物等の用途の制限」です。次に掲げる建築物は建築することができないとして、2点ほど掲げています。1点目が、風営法に規定する店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの、2点目が勝馬投票券発売所等となっています。

2番目は「建築物の敷地面積の最低限度」です。壁面の位置の制限がされた敷地の建築物の敷地面積の最低限度を55㎡としています。ここでいう壁面の位置の制限といいますのは、その

下の図の中に赤い点線で囲われています新宿通り沿道が、壁面の位置の制限を定めている道路です。

上の表の3番目、「壁面の位置の制限」としまして、建築物の壁・柱の面または門・塀の面は、壁面の位置の制限箇所図に示す壁面線を超えて建築できないとしています。

また、「壁面後退区域における工作物の設置の制限」としまして、壁面後退区域においては、広告物、看板等、通行の妨げとなるような工作物を設置できないものとしています。

5番目は「建築物等の高さの最高限度」です。壁面の位置の制限がされた敷地の建築物の高さの最高限度は70mとしています。新宿通りの道路境界線から3m以内の区域においては50mとしています。また、「2.次に掲げる建築物にあつては前項の規定は適用しません」ということで、高度利用地区等の都市計画手法を使った場合は、高さ制限は適用しないとしています。

6番目は「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」となっておりまして、内容についてはここに記載のとおりです。

また、下にございます凡例として、壁面の位置の制限を定めています。低層部につきましては、0.3m(30cm)の壁面後退を求めており、50mを超える部分については、3mの壁面後退を求めるものです。

資料3-1にお戻りください。裏面の「(4)新宿区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」ということで、地区計画の決定後に、地区整備計画のうち、①、②、③、⑤、これは前のページの表にある番号になります。この4項目については、建築条例で規定する予定です。

また、「(5)斜線制限の緩和」としまして、建築条例に規定することにより、新宿通り沿道の敷地におきましては斜線制限の緩和を可能とするものです。

「4 その他」です。今後につきましては、新宿駅地区全体での斜線制限、今回は新宿通り沿道のみ限定していますが、今後は東口地区全体での斜線制限および容積率の緩和を目指して、東京都および関係機関と協議を進め、地区計画の変更を検討していく予定です。

5番目はスケジュールになります。本日8月4日、都市計画審議会におきまして報告させていただきまして、9月には都市計画案の決定を経まして、12月にあらためて当審議会において審議していただく予定です。その後、都市計画決定を経まして、来年の第1回定例会において建築条例を定め、施行する予定となっています。

また、資料3-2としまして、具体的な地区計画原案の都市計画図書を付けています。内容は今、私がお話ししたものとなっています。甚だ簡単ではございますが、私からの説明は以上に

なります。よろしく申し上げます。

○戸沼会長 ご質問がありましたらどうぞ。ご意見も頂きたいと思います。

この地区は、新宿EAST協議会というもので地元の人たちが非常に熱心に全体のまちづくりに取り組んだエリアで、その人たちのご要望も入っているのではないかと思います。いよいよ地区計画にするということですので、ご質問など、どうぞ。

○鈴木委員 ちょっと教えてもらいたいのですが、工事用の仮設物などはこれの対象外ということでしょうか。

○戸沼会長 どうですか。はい、どうぞ。

○景観・まちづくり課長 地区計画の制限の対象となるかどうかというご質問かと思いますが、仮設建築物におきましても、原則として、地区計画の対象となっています。

○戸沼会長 その他、どうぞ。

○かわの委員 この地域でいうと、いわゆるJRの駅ビルは空白になって、対象外になっているわけですね。それはここでなかなか、いろいろあるのかもしれないけれども、しかしJRの方も、それなりの計画はきっと持っているのですが、そこと今回やろうとしているところとの関係のようなところは、何かお考えがあるのですか。

○戸沼会長 どうぞ。

○景観・まちづくり課長 区域設定におきまして、線路部分や駅広場部分につきましては、今回、地区計画の対象から外しています。こちらにつきましては、駅ビルというよりは、駅の広場を両側含めた直近地区におきまして、東京都等と関係機関等と、今、まちづくりについて検討を行っている部分もございます。また、当地区において、まちづくりの賑わいということで、新宿通りをまずメインにまちづくりを進めていくという観点からしまして、今回、駅広場や駅ビル等は対象から除いた方がいいだろうという地元の考えもございまして、外したという経緯です。

○戸沼会長 よろしいですか、はい、どうぞ。

○遠藤委員 一応、現在の案では、壁面後退を30cmというふうに計画されていますが、30cmというのはどういう意図、あるいは何らかの基準に基づく結果なのか、そのあたりはどうなのでしょうか。

○戸沼会長 はい、どうぞ。

○景観・まちづくり課長 壁面の後退を定める理由が、地区、まちづくりによって幾つかございますが、例えば道路の空間を広げる目的などといった場合は、そういった基準に基づいて

下げることが多いです。けれども、本地区におきましては、新宿通りを景観的に街並みをそろえるという目的のために定めるもので、どちらかという歩行者の空間を確保するというよりは、見た目、景観、街並みを意識したものとなっています。そういった観点で、30cmがいいのか、20cmがいいのか、あるいは50cmがいいのかというのは、地元、東京都を含めて検討してきたところですが、他の地区の事例等を踏まえまして、30cmが一番適切ではないかと。それは既存の新宿通り22mというものを踏まえて判断したものです。

○戸沼会長 はい、どうぞ。

○井下田委員 井下田でございます。資料3-3の6ページの「新宿駅東口まちづくり構想～地元案の概要～」ということで、「(1)歩いて楽しい回遊性のあるまちづくり」の「③新宿通りのモール化」で、さまざま書いてありますが、最後から2行目に「併せて、モール化を実現するため、本地区の荷捌きの在り方について検討を行います」と書いてありますが、どのような検討が行われているのか、お聞かせいただければと思います。

○戸沼会長 はい、どうぞ。

○景観・まちづくり課長 まず、この参考で付けさせていただいたのは、新宿駅東口のまちづくり構想ということで、平成23年に定めたものを参考に付けさせていただいたもので、考え方は当時のものとなっています。

この中で、われわれとして主張したかったのが、⑤で赤く囲われたところです。もともと老朽建物の更新がなされない理由は何かということの一つに、街並みをそろえること、あるいは地区計画制度を活用して建て替えを促進したいというのが地元の要望で強くございました。そういった観点から、今回、地区計画を定めるものという意味で、参考で付けさせていただきました。ですので、モール化については、当時、まだ荷さばき等についてまだ検討されていない時期に定めたものとなっています。また、現状につきまして、担当の方から説明させていただきます。

○新宿駅周辺整備担当課長 新宿駅周辺整備担当課長です。現状ですが、本地区におきましては、物販関係や物流関係がすごく多いという現状がございますので、その荷さばき車両をできる限り集約化していこうという取り組みを行っています。東口地区におきまして、歩行者環境を歩きやすく改善していこうということで、協議会なども立ち上げて、荷さばきの集約化と併せて、要は第3の空間として歩行者の空間を創出して、賑わいにつなげていこうという実験を行っています。本年度も10月中旬ぐらいを目途にそういった取り組み、を集約化を含めて行っていこうということで協議会などを進めているところです。

○戸沼会長 はい、どうぞ。

○井下田委員 ありがとうございます。さまざまな実験をされているということ、私も伺っているのですが、その協議会の中で、トラック協会のような方々は入られているのですか。

○戸沼会長 はい、どうぞ。

○新宿駅周辺整備担当課長 ありがとうございます。トラック協会の方にも入っていただきまして、検討しているという状況です。

○井下田委員 協議会の中でもさまざまなご意見が出ていると思うのですが、先ほど課長もおっしゃったとおり、ここは本当にいろいろな商業ビルがあって、運搬や、どうしても止めて物品を運搬しなければいけないなど、さまざまな課題があると思いますので、ぜひそういった協議会で、さまざまなご意見・ご要望をしっかりと検討していただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○戸沼会長 他にどうぞ。はい、どうぞ。

○澄川委員 また、よく知らないのですが、今、拝見すると、広告系の電飾ネオン、モニター、サイネージ等のことは壁面のところで特にうたわれていないように見受けられました。これまでそういうお話があったのではないかと思います。新宿通りをブランド化していくということが今回、非常に大事なように見受けられるので、その点はいかが検討されているか、教えていただきたいと思います。

○景観・まちづくり課長 新宿通りの広告物やデジタルサイネージ等を活用した街並みというご質問でよろしいでしょうか。

○澄川委員 特に制限はかけたりしないのかということです。出っ張りは香港みたいにはないのですが、派手派手しい電飾系のものをやったり。何か統一感を持つなり、今後こういうサイネージ系はどんどん進化するので、それこそ5年後、10年後を見据えたルールづくりが大事だと思うのですが、いかがでしょうか。

○戸沼会長 はい、どうぞ。

○景観・まちづくり課長 屋外広告物等または電飾等につきましては、現在でも新宿区でいいますと、景観計画や景観ガイドライン、東京都の屋外広告物条例等がございまして、まずそこで一定の制限がかけられています。また、そういった中で、地元の協議会の中でも、今ご指摘のような派手派手しいものが困るとか、ここにふさわしいのはどういうものかというご意見も出ていますので、今後、地区計画をかけた上で、この地区にふさわしい広告物とは何なのかという話に今後、多分なっていくと想像しています。それらに合わせて制限をかけるのか、あ

るいは制限を緩めるのかといったことは、別途、検討が必要かなという認識は持っています。

○戸沼会長 はい。何かございますか。はい、どうぞ、**石川委員**。

○石川委員 資料3-2にも、それから先ほどの新宿駅東口まちづくり構想の地元案というところでも、平成23年2月と書いてあるのですよね。平成23年2月というのは2011年ですので、東日本大震災が起こる前のことです。私どもがいろいろここでやっているのは、やはりその教訓を踏まえて、しっかりとした安全でということも含めて抜本的な見直しをやっているわけで、この地区計画の論拠と目標というもののまちづくり構想の位置付けが平成23年2月では、あまりにも矛盾というか、古いのではないかという気がするのですが、その点はいかがでしょうか。

随分この駅周辺に関してはいろいろな構想が進んでいると理解しておりましたので、ちょっと驚いております。

○戸沼会長 はい、どうぞ。

○景観・まちづくり課長 確かに構想が定められてから今回、地区計画の検討に行くまでに6年ほどかかっています。そういった意味では、地元からすれば、これだけの時間がかかったことに対して厳しい意見等を頂いているところです。

防災に関しては、東日本大震災の前から、地元の方では建て替えを促進して耐震化を進めるという話がずっと出ていまして、それが先ほど言いました構想でいう老朽建物の建て替えの促進という部門になっています。そういう意味で、今回、この間、駐車場の地域ルールを定めたり、地区計画によって緩和することで建て替えを促進することで、建物の耐震化を図っていきたいと考えています。

また、このまちづくり構想を定めるに当たりましては、まず地元の方で構想案を作って、それを区が受けて構想を作ったという経緯がございます。現時点におきまして、地元の方から構想案そのものの見直しという声は今のところ出ていないのが実情でして、先ほどもちょっと説明の中で言いましたように、まず地区計画の第一弾をかけますので、それに合わせて構想の見直し等がもし必要ということであれば、きちんと区の方も地元と一緒に協議して、見直しを図っていきたいと考えています。

○戸沼会長 他にありますか。はい、どうぞ。

○澄川委員 もう1点だけ。賑わいというのは大事だと思うのですが、実際に歌舞伎町に向けて靖国通りの反対側の家電の方から、ものすごい音量をモニターのところを出しているのです。見た目という景観のブランドと、ああいった音に関してはどういうことを考えていらっしゃるのか、教えていただければありがたいなと思います。

○戸沼会長 はい、どうぞ。

○景観・まちづくり課長 音の制限という意味では、現時点では東京都の環境確保条例というものがございまして、そちらの方で音の制限をしています。大変申し訳ございません。私はその観点があまり詳しくないもので、具体的な制限等は把握していないのですが、音についてはそちらで把握しています。われわれの部署でいいますと環境の部門になります。

○戸沼会長 他にどうぞ。地区計画を作るということで。

○八名委員 よろしいでしょうか。

○戸沼会長 はい、どうぞ。

○八名委員 先ほどの話では、駅はあまり関係ないということだったのですが、新宿駅の西口から東に行く、とてもかわいいJRの下をくぐる通路があるのです。実は私は観光のボランティアをしていると、外国の方に「ここから簡単に東口に行ける方法はないか」と聞かれるので、「一番簡単なのは、ユニクロのところを曲がって、そしてまた右に曲がっていくとかわいいトンネルがあるから、それを真っすぐ行けば一番簡単だよ」と。というのは、地下道路を教えるのは非常に分かりにくいのです。出口の番号の何番などというものが何もないので、私はこの通路が非常に貴重だと思っているのですが、実はそこには東口通路とどこかに日本語では書いてあるのですが、英語のサインは一つもないのです。

ですので、とにかく東と西を自由に行かせる通路としては、私はとにかく外国語で、英語でいいので、ショートカットの道がこういうふうにあるというような形でやっていただくと、東口と西口を歩きたくなるのではないかと思います。あの下はなかなか面白い通路なので、あそこを歩かせられるように、オリンピックまでに急いで掲示を英語にし、なおかつ、この道は簡単に東口に行ける、東からも西に行けるといような掲示を何か計画していただけるといいなと感じております。

○戸沼会長 地区計画の担当の、東口の課長。はい、どうぞ。

○都市計画課長 まちの案内、サイン等についてご質問いただいたということで、お答えさせていただきます。地区計画の中でも、分かりやすいまちの案内というやり方は当然あると思うのですが、今、他の取り組みとして、新宿駅を中心としてターミナル協議会ということで、区や東京都、国、それから鉄道事業者等と会合を組みまして、地下通路や、駅から地上に出るとか、その駅にどうやってアクセスするかということについて、今、委員がおっしゃったように、分かりにくいという声を受けまして、案内のデザインの統一化や、適切なデザインの配置等について検討を進めてきました。今年度以降、具体的にそういった看板を設置していくとい

う取り組みが、今、始まりつつございますので、そういったところをまたご覧いただければと思います。

○八名委員 ありがとうございます。

○戸沼会長 大体、予定の時間が来ましたが、発言のある方はどうぞ。

○石川委員 やはり先ほどの平成23年のことがとても気になりまして、都市マスの新宿駅直近エリアのエリア素案を見ますと、今お話がございましたターミナルが、平成28年新宿ターミナル基本ルールの策定というものがございまして、それが今回の地区計画の区域とかぶっているのです。そうしますと、平成23年ではなくて平成29年のものも考えられているように思いますが。要するに、都市計画のこの図書が平成23年というのが私は非常に気になりますので、ここは平成28年の直近ですので、ターミナル基本ルールがこちらにも適用できるのであれば、お考えいただければと思います。

○戸沼会長 はい、どうぞ。

○景観・まちづくり課長 今回、参考で付けさせていただいた構想が、古いというか、平成23年当時のものを付けさせていただいたことが混乱を招いたかと思いますが、あくまでも地区計画の内容等につきましては、今回、あらためて検討した内容、最新の状況で検討したものを付けさせていただいていますので、そういった点で、先ほど言いましたターミナル協議会等の整合性は十分図られていると考えています。

○戸沼会長 今、都市マスでは、東西の自由通路、東西をどうつなぐかという議論をかなり大きなフレームで今、検討している様子なので、その結果も踏まえて都市マスにも、言える範囲では、東西の自由通路についてのプロジェクトもできれば盛り込んでいきたいというのが事務局の考えだと思います。

他にどうぞ。大体時間ですので、一つ、別の案件、先ほどご質問があったあれはどこでしたか。もう一つあれがある。

○都市計画課長 別の地域についての陳情がありますので。

○戸沼会長 そうですか、陳情。はい、どうぞ。

日程第二 その他連絡事項

○事務局（主査） 事務局です。事務局より2点ございます。1点目に、お手元に配布しております陳情書についてです。都市計画審議会会長宛てに、平成29年6月27日付で提出されております。陳情者は弁天町南北道路拡幅に反対する沿道住民の会です。

以前、平成27年10月13日に提出された陳述書と同様の内容となっておりますが、名簿に新たに23名が追加され、計83名の連名となっております。お配りした資料には、個人情報に当たる名簿は添付しておりません。以前提出があったものと内容は変わりませんが、概要を説明いたします。内容につきましては、景観・まちづくり課長よりお願いいたします。

○戸沼会長 はい、どうぞ。

○景観・まちづくり課長 それでは、参考資料の「牛込台西北地区地区計画原案における南北道路を実質的に5mの道路幅員にすることについて強く反対する陳情について」をご覧ください。

「1 陳情の趣旨」になります。平成27年10月13日付で、弁天町南北道路拡幅に反対する沿道住民の会から、牛込台西北地区地区計画の中の弁天町42番地先から弁天町76番地先に至る区画道路について、現在の計画幅員4mを実質的に1m広げ、5m道路幅員にすることについて、強く反対することを述べた陳情書を60名連名で提出されていたところ、この連名について新たに23名が加入したため、名簿を追加提出したい旨の陳情がございました。

経緯でございます。平成27年10月、2年前になりますが、都市計画審議会会長宛てに陳情書が出されています。これが最初の陳情書になります。直後に都市計画法第16条に基づく地区計画原案等の説明会を開催し、意見等を頂いています。その後、平成28年1月、3月にその意見を出していただいた沿道住民の会との意見交換会を2回開催しています。それらの結果に基づき、平成28年12月に、対象となる南北道路における壁面の位置の制限についてのアンケート調査を行いました。これは区が行っています。その結果、当地区につきましては、壁面の位置の制限は難しい、反対が多いということで、地区計画原案修正案を定めまして、その修正案についてアンケート調査を平成29年5月に行っています。そういった中、平成29年6月に、今回の追加の陳情書が出されました。

その後、平成29年7月、先週の土曜日に、都市計画法第16条に基づく地区計画原案（修正案）等の説明会を開催したところです。

具体的な内容につきましては、裏面をご覧くださいますと、前回の平成27年10月に説明会を開いたときの地区計画の内容が、区域図でいいますと左側の図になっています。区域を全部で六つの区分に分けまして、赤い線で示された道路について、壁面の位置の制限をする地区計画を提案しています。これについて、壁面の後退についての反対意見が多数寄せられたため、今回、修正案としたのが右側の図になっておりまして、区域を大きく三つに分け、壁面の後退を一切しないという地区計画の修正案になっています。

内容については上の表にございます。項目として、上の三つの「壁面の位置の制限」「壁面後退区域における工作物の設置の制限」「容積率の最高限度」につきましては、当初案から外しまして、その下の「用途の制限」「敷地面積の最低限度」「高さの最高限度」「形態又は色その他の意匠の制限」「垣又は柵の構造の制限」「土地の利用に関する事項」を定める修正案を作成しました。

表面に戻っていただきまして、「区に対応」になります。前段は今、私がお話したものです。一番下の3行になります。この結果、修正案に関する合意形成がおおむね図られたことから、都市計画決定に向けた手続きを再開するとともに、新たな防火規制区域指定に向けた検討案を作成し、東京都に提出していくものです。なお、平成29年9月開催予定の当審議会において、地区計画の内容について報告させていただく予定となっています。私からの説明は以上になります。

○戸沼会長 いかがですか。

○事務局（主査） 事務局です。なお、牛込台西北地区地区計画に関わる議案については、次回以降の都市計画審議会にて報告・審議を予定しております。陳情については以上になります。

2点目に、次回の開催予定です。資料4「第185回新宿区都市計画審議会の開催について（通知）」をご覧ください。第185回都市計画審議を9月8日（金）午後2時、本庁舎6階、第4委員会室で開催いたします。

3点目に、前回7月10日開催の第183回都市計画審議会の議事録については、今回は**石川委員**に署名を頂きたいと思っております。よろしくお願いたします。以上になります。

○戸沼会長 今日は議論がいろいろ活発になったと思いますが、次回以降、いよいよ都市マスの決定に向けて、その他いろいろあると思っておりますので、またよろしくお願いたします。では、今日はこれでよろしいですか。どうもありがとうございました。

午後 4時14分閉会